

2027年国際園芸博覧会 福山市出展総合プロデュース・広報業務について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2026年（令和8年）7月23日

福山市長 枝 広 直 幹

1 業務概要

(1) 業務名称：2027年国際園芸博覧会

福山市出展総合プロデュース・広報業務委託

(2) 業務場所：本業務における履行場所は、次のとおりとする。

ア 福山市市民局まちづくり推進部ばらのまちづくり課（福山市東桜町3番5号）

イ 受注者の所在地

ウ 福山市が指定した場所

(3) 業務内容：2027年国際園芸博覧会 福山市出展総合プロデュース・広報業務

委託仕様書のとおり

(4) 履行期間：契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日まで

2 委託費

委託費の上限は、5,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

なお、見積額が委託費の上限を超過した場合、8の失格条件に該当し、失格とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更

生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

(5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

4 評価基準及び評価項目

別紙「２０２７年国際園芸博覧会 福山市出展総合プロデュース・広報業務に関するプロポーザル実施要領」のとおりとする。

5 受注候補者の特定

別紙「２０２７年国際園芸博覧会 福山市出展総合プロデュース・広報業務に関するプロポーザル実施要領」のとおりとする。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市市民局まちづくり推進部ばらのまちづくり課

住所：〒７２０－８５０１ 広島県福山市東桜町３番５号（本庁舎８階）

電話：０８４－９２８－１２１０

E-mail：world-rose-convention@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	２０２６年（令和８年）７月２３日（木）
実施要領等の配付期間	２０２６年（令和８年）７月２３日（木）から同年８月７日（金）正午まで
質問書受付期間	２０２６年（令和８年）７月２３日（木）から同年８月５日（水）午後５時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	２０２６年（令和８年）８月６日（木） 回答は、適宜福山市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	２０２６年（令和８年）７月２３日（木）から同年８月７日（金）正午まで

企画提案書の提出者の選定通知	2026年（令和8年）8月10日（月）
企画提案書の受付期間	2026年（令和8年）8月10日（月）から同年8月20日（木）午後5時まで
プレゼンテーション審査	2026年（令和8年）8月25日（火）
審査の結果通知	2026年（令和8年）8月27日（木）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026年（令和8年）7月23日（木）から同年8月7日（金）正午まで
（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日を除く。）

イ 配付場所

(1)に同じ。

※福山市ホームページ（<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>）からもダウンロードできます。

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

別紙「2027年国際園芸博覧会 福山市出展総合プロデュース・広報業務に関するプロポーザル実施要領」のとおりとする。

7 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。
- (2) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

8 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合

- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他本市の指示に違反する場合

9 その他

詳細は、「２０２７年国際園芸博覧会 福山市出展総合プロデュース・広報業務に関する
プロポーザル実施要領」に定めるところによる。